

# 障害者グループホームの開設の流れ

## 1. 東京都の指定を受けるまでの流れ（概要）

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 都の説明会に参加    | (2) 事業計画の作成        |
| (3) 区の障害者福祉課に相談 | (4) 物件の確保          |
| (5) 人員の確保       | (6) バックアップ施設に提携を依頼 |
| (7) 東京都への事前相談   | (8) 指定申請書類案の持ち込み   |
| (9) 指定申請書類の提出   | (10) 書類審査現地確認      |
| (11) 指定         |                    |

## 2. 1の具体的内容

### (1) 都の説明会に参加

毎年、東京都が「東京都障害者グループホーム説明会」を開催しております。障害者グループホーム事業の説明や申請・届出の手續、報酬などの説明がされます。なお、説明会に参加することができない場合には、東京都福祉保健局のホームページに資料が掲載されますので、そちらをご一読ください。

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話：03-5320-4151

### (2) 事業計画の作成

事業者として、どのようなグループホームを作りたいのか、事業計画を作ります。

利用者	障害種別（身体・知的・精神）、性別（男性・女性・共同）、障害支援区分（軽度・重度）、日中活動先等
支援内容	定員、具体的な支援内容（食事提供、掃除・洗濯、金銭管理、余暇活動等）、1日のスケジュール等
場所	どこで開設するのか、地域性等
収支見込	賃料等利用者負担の想定、具体的に給付費や家賃支出等をベースにシミュレーション

### (3) 区の障害者福祉課に相談

上記（2）事業計画をもとに、区の障害福祉課にご相談ください（要予約）。なお、東京都への指定申請の際に、品川区障害者福祉課への相談状況等を記載した「関係機関相談状況確認書及び議事録」の提出が必要となります。

担当：品川区福祉部障害者福祉課障害者施策推進担当  
電話：03-5742-6762

### (4) 物件の確保

開設予定地域を所管する消防署等へ、上記（2）事業計画に沿って説明していただきます。

物件の見込	グループホーム用の物件をお探しの場合には、「東京都グループホーム情報バンク」を活用するなどの方法があります。
設備基準	設備基準を満たしていないと、東京都からの指定は受けられません。
整備費補助	品川区では、障害者の方が地域で安心して暮らすための生活の場を確保するため、社会福祉法

	<p>人、医療法人、特定非営利活動法人等が設置するグループホームの整備に係る費用の一部（東京都が交付する施設整備費補助で不足する分）を補助します。</p> <p>担当：品川区福祉部障害者福祉課障害者福祉係 電話：03-5742-6707</p>
	<p>東京都のグループホーム施設整備費補助については、東京都の下記担当にご確認ください。</p> <p>担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当 電話：03-5320-4151</p>
建築部署に 相談	<p>建築基準法および用途変更等建築に関することについては、計画図および既存の状態が分かる図面等、必要な資料をご持参の上、下記担当の窓口までご来庁ください。</p> <p>担当：品川区都市環境部建築課審査担当（意匠） 電話：03-5742-6769</p>
消防署に 相談	<p>消防法を遵守するため、必ず事前に相談に行ってください。</p>

### (5) 人員の確保

人員配置基準に基づいたサービス管理責任者、世話人、生活支援員の確保が必要です。

### (6) バックアップ施設に提携を依頼

夜間における利用者の緊急時対応のため、関係機関（医療機関等）との連携が必要です。

### (7) 東京都への事前相談

東京都へ事前相談に行ってください。

※（7）～（11）については、東京都の手続きになります。

## 3. 開設後の連絡窓口

グループホームの利用申請等のご相談については、下記担当までご連絡ください。

担当：品川区福祉部障害者福祉課障害者相談支援担当

電話：03-5742-6711